

## 佐世保市総合教育会議設置要綱

### （目的及び設置）

第1条 市長と教育委員会が、円滑に意思疎通を図り、本市教育の課題及び目指す姿等を共有しながら、同じ方向性のもと、連携して効果的に教育行政を推進していくため、佐世保市総合教育会議（以下「会議」という。）を設置する。

### （構成員）

第2条 会議は、市長及び教育委員会をもって構成する。

### （会議）

第3条 会議は、市長が招集する。

- 2 教育委員会は、その権限に属する事務について協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。
- 3 会議において構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

### （協議事項）

第4条 会議に諮る協議事項は次の各号の定めるところによる。

- （1）大綱の策定及び変更に関する事項
- （2）教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策に関する事項
- （3）児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置に関する事項
- （4）その他市長が会議に諮ることが必要と認めた事項

### （意見聴取）

第5条 会議は、協議を行うにあたって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者の出席を求めるなど、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

### （会議の公開）

第6条 会議は、公開するものとする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が著しく害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

### （議事録）

第7条 市長は、会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公表するものとする。

### （事務局）

第8条 会議の事務局を教育委員会総務課に置く。

(補足)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月21日から施行する。